

番付の行司

根間 弘海

1. はじめに

本稿では、主として、明治 30 年代から昭和 30 年代までの番付を中心に、その番付でどんな情報が得られ、どんな情報が得られないかを調べる¹。主として、次のような点にポイントを置く。

- (1) 番付で行司はどのような方式で記載されてきたか。
- (2) 誰が草履格で、誰がそうでないか、番付で見分けることができるか。
- (3) 誰が紫白を許され、誰が許されていないか、番付で見分けられるか。
- (4) 明治 43 年 5 月以降、紫白と総紫を番付で見分けることができるか。
- (5) 同じ位階の行司が同じ段に記載されるようになったのはいつか。

なぜ明治元年ではなく、明治 30 年代を起点にして調べたかと言えば、16 代木村庄之助以降の立行司なら、草履と紫白の許可年月がある程度はつきり分かっているからである²。それ以前の立行司の場合、草履と紫白の許可年月

¹ 昭和 35 年 1 月場所以前の番付で得にくい情報としては、たとえば、位階と房の色の関係や位階と草履の関係がある。この関係を番付記載から判別できるか否かが本稿で調べる主なポイントになる。行司間の席順は番付を見れば即座に分かることなので、あえて調べない。本稿では番付記載の概略を扱うので、各行司の位階と房の色や草履に関する詳細についてはあまり触れない。それは、稿を改めて論じなければならないものである。昭和初期の番付と房の色の関係については、たとえば、拙稿「昭和初期の番付と行司」(2009)でも詳しく扱っている。なお、「1 月場所」や「5 月場所」は「1 月」や「5 月」とだけ記すこともある。

² 上位行司の草履、紫白、総紫の許可年月はいろいろな資料の中から見つけなければならないが、たとえば、拙稿「緋房と行司」(2007)、「明治 43 年 5 月以前の紫房は紫白だった」(2008)、「明治 43 年以降の紫と紫白」(2008) などにもそのような資料はいくらか示してある。明治 30 年以前は資料がかなり少なく、年月が確認できない場合が多い。それ以降は資料も比較的多いが、それでもまだ確認できていないものがある。

を資料でなかなか確認できないことが多い³。許可年月が明確であれば、それを番付と比較することができる。それで得た情報を基にすれば、それ以前の立行司たちの草履や紫白の許可年月も推量できるかもしれない。

本稿では番付最上段の行司と二段目中央の太字行司を中心に扱うので、現在の三役以上の行司だけが対象となる。その行司たちが、番付でどのように記載され、その記載から草履や房の色が見分けられるかを調べるのである。幕内格以下の行司についてはほとんど触れない。

説明の便宜上、行司をまとめて呼ぶとき、次の名称を用いる。

- (1) (中央) 太字行司：最上段と二段目で、太字で記載された行司。

最上段の場合、太字は「立行司」だが、二段目の太字は「立行司」でない場合もある。

- (2) (両脇) 細字行司：最上段と二段目で、太字の両側または片側に細字で記載された行司。細字でも、席順によって字の太さや大きさが明らかに異なる場合がある。その区別を表したいときは、更に二分する。

(a) 中型細字行司：細字の中で太めの字で書かれた行司。

(b) 小型細字行司：細字の中で薄い字で書かれた行司。

「中型細字」と「小型文字」は必ずしも厳密に区分できない場合がある⁴。

- (3) 立行司：最上段中央と二段目中央の太字行司。

最上段と二段目に立行司を分けて記載してあれば、中央太字が両方とも立行司を表す。

- (4) 三役行司：中央太字の立行司を除いた草履格の行司。

一般に、中型細字で記載された行司である。「立行司」も「三役行司」として扱われることがあるが、原則として「三役行司」は中央太字を除

³ 「立行司」という用語がいつから使われだしたか、詳しいことは分からないが、少なくとも明治 25 年には使われている。たとえば、『読売新聞附録』(M25.5.18)の「相撲行司木村庄之助帰京す」の項に「東京大相撲立行司木村庄之助は予ねて(後略)」という記事の中でそれを確認できる。

⁴ 細字行司が明確に二分できれば問題ないが、残念ながら、そのような二分ができないことがある。細字行司が 3 人以上であれば、区分がかなりはつきりしている場合が多いが、2 人の場合、必ずしもそうではない。微妙な字のサイズが席順を表していることは分かるが、「中型細字」と「小型細字」の区別が常に明確でないのである。

いた行司である。「三役行司」の代わりに「準立行司」を用いることもある⁵。もちろん、「三役行司」と「準立行司」は時代によって房の色や草履の有無で違いがあるが、時代的背景を考慮すれば、その違いはそれほど問題ではない。

現在の番付には中央に行司欄があり、行司の階級や席順だけでなく、房の色や草履を履いているかどうか分かる。もちろん、これらの情報がすべて、番付に直に書いてあるわけではない。情報を読み解く知識の補足が必要である。しかし、それはちょっとした知識で十分である。たとえば、階級を知るには、行司にどんな階級があるかを知っていればよい。房の色を知りたいければ、どの階級はどの色であるかを知っていればよい。また、草履を履いているかどうかを知りたいければ、どの階級から草履が許されているかを知っていればよい。

それでは、明治期や大正期の番付の場合も、現在の番付に関する知識があれば、同じような情報を得られるだろうか。実は、得られるものとそうでないものがある⁶。たとえば、明治43年5月場所以前は、緋房の草履は横綱土俵入りを引くことができた。そのような資格のある行司は番付で分かるだろうか。すなわち、番付を見れば、草履を許されている行司とそうでない行司は見分けられるだろうか。

明治期から現在まで、番付の記載の仕方は幾度も変化している。行司の席順はいつの時代の番付でも明確である。すなわち、どの行司がどの席順かは番付を見れば、すぐ分かる。しかし、番付の表し方は様でない。「三角型」のときもあるし、「平板型」のときもある⁷。立行司と三役行司が同じ段で一

⁵ 「草履格」は「格草履」としてもよい。そのほうが、昭和20年代の呼び方と一貫性がある。しかし、本稿では、あえて「草履格」とした。明治期の「草履格」は必ずしも「緋色」とは限らなかった。

⁶ 明治期の行司に関しては、まだ分からないことがある。たとえば、立行司の階級色は原則として緋色だが、実際には紫白も授与されていた。それが何を基準にして授与されたのかは分からない。三役行司が何を基準にして草履を許されたのかもはっきりしない。

⁷ 三角型は中央を中心に配列する方式であり、平板型は右から左へ配列する方式である。前者は山型や傘型、後者は平行型や並列型というように、名称は必ずしも決まっていなかった。

緒に記載されることもあるし、別々の段で記載されることもある。同じ三角型であっても、席順の表し方が変わることもある。また、同じ段に異なる階級の行司が記載されていることもある。しかもその階級を区別するスペースがない。

軍配房の色は階級色を表すが、明治 43 年 5 月場所の行司装束改正を境にして、変化したものがある⁸。たとえば、それまで紫白は名誉色だったため、許可される者もいれば、そうでない者もいた。そのため、どの行司が紫白を許され、どの行司がそうでないか、また、いつ許されたのか、番付ではまったく分からないことがある。予備的な知識があっても、紫白に関する情報を番付で見つけることができない。しかし、明治 43 年 5 月場所以降は、木村庄之助は総紫、それ以外の立行司は紫白となった。それでは、その時を境にして、番付ではきれいに総紫と紫白を区別して記載するようになったのだろうか。紫白房の行司と緋房の行司は番付を見るだけで、簡単に見分けられるのか。そのような見分けはいつから始まったのだろうか。

2. 番付の席順

番付では、その見方さえはつきりしていれば、行司の席順がはつきり分かる。しかし、席順の表し方は明治以降、幾度も変化している。どのように変化してきたか、その主なものを見てみよう。

(1) 明治 2 年 3 月場所から大正 10 年 5 月場所まで、各段は三角型になっているが、その席次は基本的に次のような順序である。丸数字は席順を表す。

(a) 最上段の太字：① 右 ② 左。

一人のときは中央に記載。その場合は、二段目の太字が第二席になる。

(b) 二段目の太字：③ 中央。

一人のときは中央に記載。一般に、二段目の太字は一人である。

⁸ 公式には明治 43 年 5 月場所となっているが、実際は明治 43 年春場所ころにはすでに紫房と紫白房の区別は始まっていた。

(c) 最上段の両脇細字：④ 右 ⑤ 左。

奇数メンバーの場合、最後のメンバーは左側に記載する。従って、一人の場合は中央の左側、三人の場合は三人目を端の左側に記載する。偶数メンバーの場合は、右、左と交互に記載する。この方式は二段目の両脇細字行司の場合も同じである⁹。

立行司が二人の場合は、最上段中央と二段目中央にそれぞれ一人ずつになる。もちろん、最上段が主席、二段目が第二席である。

立行司が三人の場合は、最上段に二人、二段目に一人となる。席次は、最上段の右側が主席、左側が第二席、二段目の太字が第三席である。

二段目の立行司より席次が低い行司は、偶数メンバーの場合、最上段の太字を中心に上位を右側、下位を左側に、交互に記載する。従って、右、左というように、席次は高いほうから低いほうへと記載する。奇数メンバーの場合、最後のメンバーを左端に記載する。

明治期から大正 10 年 5 月場所まで太字の立行司は三人以上を越えることがなかった。すなわち、立行司は第三席までなので、最上段中央に二人いることもあった。最上段に一人、二段目に二人という記載の仕方はない。

(2) 大正 11 年 1 月場所と大正 11 年 5 月場所

(a) 最上段の太字：① 右 ② 左。

太字の立行司二人を最上段に右、左と記載している。すなわち、立行司を最上段と二段目に分けて別々に記載していない。最上段の太字は二段目の太字より骨太で、大きい。

(b) 最上段の細字：③ 右 ④ 左。

二段目にはその段の上位二人を中心に、次席行司を右、左と交互に記載する。両脇細字行司は二人で、一見して右側がやや太めで大きい。

⁹ 偶数メンバーと奇数メンバーとは記載の仕方が少し違うが、本稿では記述を簡略化するため、右を高いほうの席順、左を低いほうの席順として述べている。偶数メンバーの場合はこれで問題はないが、奇数メンバーでは最後のメンバーで問題が生じる。このメンバーは左端に記載するからである。これは記載の方法であり、席順は変わらない。

そのため、中型細字と小型細字の区別がはっきりしないが、どちらも「中型細字」を表しているようだ¹⁰。というのは、左側の式守与太夫は大正3年1月場所、「草履格」になっているからである。

- (c) 二段目の太字：その段の中で上位二人を中央に⑤右、⑥左に記載している。その字を中心に右、左というように、席順の高いほうから低いほうへ交互に記載してある。二段目の行司でも席順によって字のサイズが異なる。

この方式は二場所だけで終わっている。なぜこのような変更を行ったかは分からない。大正11年5月場所には、二段目の太字は木村庄三郎一人になったが、その段の最上位として中央に記載されている。この木村庄三郎は第三席の「立行司」ではない。二段目に記載されている行司の中で最上位である。

- (3) 大正12年1月場所から大正13年1月場所

(1) の方式に戻っている。

- (4) 大正13年5月場所から大正14年5月場所

(2) の方式に戻っている。

- (5) 大正15年1月場所と大正15年5月場所

- (a) 最上段の太字：中央に木村庄之助、その右に式守伊之助を記載している。これまでは木村庄之助の左側に式守伊之助を記載していた。なぜそのような記載の仕方をしたのかは分からない。

三角形なので、中央の木村庄之助が左の式守伊之助より上位だと分かる。さらに、最上段の字の太さも席順によって異なる。主席の木村庄之助と第二席の式守伊之助は一見して同じ太さで同じ大きさだが、注意してみると、やはり前者が太めで、かつ大きい。木村の「木」と式守の

¹⁰ 番付の文字だけを見るかがり、中型細字なのか小型細字なのかの区別がはっきりしない。詳細に調べれば、それぞれに微妙な違いがあるが、それが単なる席順を表すのか、草履の資格の有無までも表わすのか、判断がつかない。このようなケースは、両脇行司が二人の場合、ときどき見られる。字のサイズをどのように判断するかによって、番付の見方が大きく変わることは確かだ。

「式」だけを比較してみても、「木」のほうが太めで、大きい。

- (b) 上位の両脇細字：第三席の式守錦太夫は木村庄之助の左側に一人記載してある。この行司は立行司木村庄之助や式守伊之助と比較し、明らかに小さく、細めである。
- (c) 二段目：式守勘太夫が二段目では最上位である。この行司を中心にし、席順の高いほうから低いほうへ、右、左と交互に記載してある。

大正 14 年 5 月場所までは右側に木村庄之助、左側に式守伊之助とあり、字の太さや大きさも同じだったのに、大正 15 年 1 月場所には木村庄之助と式守伊之助を明確に区別している。木村庄之助を主席、式守伊之助を第二席として区別するために、このような方式に変えたかもしれない。

(6) 昭和 2 年 1 月場所から昭和 6 年 1 月場所

基本的には、(5) の方式であるが、異なる点の一つある。つまり、立行司と三役格を別々の段に記載してある。

- (a) 最上段の太字：① 中央に木村庄之助 ② 右側に式守伊之助 ③ 左側に木村玉之助。

三名とも立行司だが、太字と言っても、中央、右側、左側の順に字の大きさが小さく、太さが細くなる。中央の立行司を中心に右、左という順に交互に記載しているが、同時に字のサイズでも席順に差をつけている。

- (b) 二段目：その段の中では、中央に最上位が記載される。それを中心に右、左というように、席次の高いほうから低いほうへ交互に記載する。従って、各段の席次もひと目で分かる。最上段であれば、中央の木村庄之助が主席、その右が式守伊之助で第二席となり、中央の木村庄之助の左の木村玉之助が第三席となる。

二段目では、中央に記載されている行司がその中では上位である。それを中心に右、左というように席次が決まる。昭和 6 年 1 月場所までは三角型で記載しているので、席次は右、左というように交互に見ていけばよい。しかし、この方式は昭和 6 年 1 月場所ですぐ途絶える。

昭和2年1月場所から昭和7年1月場所までの番付では、二段目と三段目がかかなり複雑である。席順は明確だが、房の色が必ずしもはっきりしないからである。たとえば、二段目に記載されている行司が全員三役であれば、房の色も全員「朱」であるはずだが、事実は違う。つまり、朱房と紅白房が混在して記載されている。さらに、三段目にも幕内格が記載されている。そうなると、紅白房行司が別々の段に記載されていることになる。

(7) 昭和6年5月場所から昭和7年2月場所

これまでの番付は三角型だったが、この場所から席順を右から左へ記載する「平板型」になっている。各段はそれぞれの段で右から左を見ていけば、席順が分かる。

- (a) 最上段：立行司のみ。
- (b) 二段：三役のみ。

昭和6年5月場所番付で、木村玉之助が二段目に記載されている。木村玉之助はこれまで立行司だったし、昭和7年5月場所以降も立行司として最上段に記載されていた。しかし、昭和6年5月場所だけ、二段目に格下げされている。何か格下げした理由があるはずだが、残念ながら、分からない。二段目に記載されているが、紫白房をそのまま使用していた。すなわち、立行司としての地位は維持したまま、緋房行司と共に二段目に記載されている。この木村玉之助は翌場所（つまり昭和7年1月場所）、最上段に第三席の立行司として復帰している。いずれにしても、この場所から記載の方式が「平板型」になっている。番付によって字の太さや大きさが同じであったり、異なっていたりする。

(8) 昭和7年5月場所

この場所は(7)の方式に戻っている。つまり、三角型である。各段でそれぞれ上位を中央に記載し、それを中心に右、左というように、席次の高いほうから低いほうへ交互に記載している。

(9) 昭和 8 年 1 月場所

この場所の番付は、(8) の平板型である。春秋園事件のとき、脱退した力士が復帰したため、「別番付」も作った。結果として「二枚番付」になったが、「別番付」では行司は一人も記載されていない。従って、本稿では大型版の番付だけが対象になる。

最上段には立行司のみが記載されているが、二段目には緋房と紅白房が記載されている。位階はスペースで区別している。すなわち、右側が三役格で、左側が幕内格である¹¹。

(10) 昭和 8 年 5 月場所から昭和 22 年 1 月場所

これは (6) の方式である。すなわち、三角型で、各段にそれぞれの上位を中央に記載する。それを中心に右、左というように、席次の高いほうから低いほうへ交互に記載する。

(11) 昭和 22 年 6 月場所

これは新しい方式である。一見、(1) の方式に似ているが、立行司の記載の仕方が違う。

- (a) 最上段の太字：① 右に木村庄之助 ③ 左に木村玉之助。
- (b) 二段目の太字：② 中央に式守伊之助。
- (c) 最上段の両脇細字：④木村庄之助の右 ⑤木村玉之助の左。

最上段に記載されている木村庄三郎と木村正直は三役格だが、この場所から草履を履くことが許された。緋房なので、本来なら、二段目に記載されるはずである。しかし、「格草履」の三役格は草履を履かない三役格と違うため、昔の方式を見習ったかもしれない。(1)の方式であれば、最上段に木村正直と式守伊之助、二段目の中央に木村玉之助をそれぞれ記載するが、この番付ではその方式を採用していない。

¹¹ この番付は春秋園事件の影響で、力士と行司の数が激減したために慣例を破り、同じ段に三役行司と幕内行司を区分けして記載したかもしれない。

(12) 昭和 22 年 11 月場所から昭和 26 年 1 月場所

番付記載は、基本的には、(6) の方式である。先場所の番付で、最上段に記載してあった木村庄三郎と木村正直が二段目に格下げされている。同時に、中央で右側に木村庄三郎、左側に式守正直が記載されている。これは珍しいケースである。木村庄三郎と木村正直は字の太さと大きさで少し違うように見えるが、その違いはそれほど重要ではない。もし二人の間で席次が違うのであれば、木村庄三郎を中央に大きく記載し、その右側に木村正直を記載すればよいからである。しかし、その方式を取らず、中央に二人を記載する方式になっている。残りの行司は二人を中心に右、左というように、席次順に交互に記載してある。

(13) 昭和 26 年 5 月場所から昭和 34 年 11 月

これは、基本的に、(6) の方式である。

- (a) 最上段の太字：① 右側に木村庄之助 ② 左側に式守伊之助。
- (b) 最上段の両脇細字：③ 太字の右側に木村玉之助 ④ 太字の左側に木村庄三郎。
- (c) 二段目：中央に太字が二人いる場合もあるし、一人いる場合もある。

中央の太字を中心に右、左、右、左というように、三角型に席順に記載する。最上段に立行司が四人記載されているが、二人は「副立行司」である。それは字の太さや大きさとで区別している。昭和 26 年 5 月場所に副立行司の制度が新しく設けられたが、昭和 34 年に 11 月に廃止された。

(14) 昭和 35 年 1 月場所から現在

昭和 35 年 1 月場所の番付は、基本的に、(7) の方式である。すなわち、席順が平板型に記載されている。最上段の立行司が木村庄之助と式守伊之助だけになっている。副立行司を廃止したからである。しかし、昭和 35 年 1 月場所以降、階級の変化はなかったが、階級を記載する方法には変化がいくつか見られる。その原因は、主に、立行司の有無と関係する。すなわち、立行司は原則として二人だが、場所によって一人の場合もあるし、

二人ともいない場合もある。そのために、記載の仕方が一定していない。その事例をいくつか示しておこう¹²。

- (a) 昭和 47 年 5 月場所：最上段に式守伊之助と三役行司と一緒に記載されている¹³。昭和 52 年 1 月場所も同じ。この場所以降、時々、木村庄之助と式守伊之助のどちらかがいなくなることがある。
- (b) 昭和 48 年 1 月場所：最上段に木村庄之助と三役行司と一緒に記載されている。
- (c) 昭和 49 年 1 月場所：最上段に木村庄之助、式守伊之助、三役行司と一緒に記載されている。昭和 53 年 1 月場所も同じ。
- (d) 平成 6 年 1 月場所：最上段に三役行司だけ記載されている。この 1 月場所と 3 月場所は立行司が一人もいなかった。木村庄之助と式守伊之助がいなくなったのは、この場所が初めてである。
- (e) 平成 6 年 5 月場所：最上段に式守伊之助だけ、二段目に三役行司が記載されている。平成 13 年 5 月場所も同じ。

立行司が二人いる場合でも、三役行司と一緒に記載することもあるし、最上段と二段目に別々に記載することもある。それは、立行司が一人いる場合も、まったく同じである。最上段に立行司と三役行司と一緒に記載されていても、その階級を間違えることはない。字の太さや大きさが明らかに違っているからである。立行司が一人もいなければ、最上段に三役行司を記載する。

3. 番付と房の色

(1) 明治 43 年以前の紫白と番付

明治 43 年 5 月場所以前は、紫白（あるいは紫）は一種の名誉色である。従って、中央太字になると同時に、紫白を許可されたわけではない。紫白を許可された場合でも、その許可年月は行司によって異なる。太字になる前

¹² 本稿では昭和 35 年 1 月場所以降の番付に関しては深く立ち入らない。記載の仕方は常に一定だったのではなく、幾度か変化していることを指摘しておきたい。

¹³ 昭和 47 年 5 月場所までは、木村庄之助がいなくなると、それを補充するのが普通だった。

だったり、同じだったり、後だったりする。太字に記載されていても、紫白を許されない行司もいた。太字になってから、しばらくして紫白を許される行司もいた¹⁴。まず、太字になった行司に紫白房が許可されているかどうかを調べる。次に、許可されていれば、いつ許可されたかを細かく調べる。その行司の経歴を他の文献で調べると、年月が分かることがある。もちろん、分からないこともある¹⁵。

紫白は名誉色だったが、明治の初期から行司によっては許可されている。もちろん、幕末でも許可された行司がいる¹⁶。明治 30 年ころまでの式守伊之助と木村庄之助の中には紫白房を使用していたとする文献もあるが、その許可年月を確認するのは必ずしも容易でない。紫白が階級色であれば、番付ですぐ分かるが、名誉色のため、年月の特定が難しいのである。たとえば、14 代木村庄之助 (M10.1~M18.1) は紫白を許可されていた可能性が高いが、その許可年月がはっきりしない。7 代式守伊之助 (M16.1~M16.5) は紫白を許可されていたのかどうかさえ、はっきりしない。

8 代式守伊之助 (M17.5~M31.1) は紫白を明治 30 年春場所中に許可されたことが『読売新聞』(M30.5.9) や『角力新報』(M30.3) で確認できる。しかし、番付を見ても、その年月は確認できない。この行司は M10.1 に最上段に記載され、M17.5 に中央太字になっている。すなわち、太字になってから約 22 年後に紫白を許されたことになる¹⁷。

¹⁴ 明治 30 年以前の木村庄之助や式守伊之助の中には中央太字になっても紫白を必ずしも許されないものがある。紫白許可の有無は番付に何も記されていない。明治 30 年以前の上位行司にいつ草履が許されたか、またいつ紫白を許されたかを当時の資料で見つけようとしたが、あまりうまくいかなかった。このことは、拙稿「明治 43 年以前の紫は紫白だった」(2008)でも触れている。錦絵では草履を履いている姿が描かれることもあるが、草履の年月を確定することは難しい。

¹⁵ 明治 30 年以降の立行司の場合、紫白房の許可年月はかなり分かるが、それ以前になると、残念ながら、まだ資料の確認ができない。しかし、それは資料にたまたま遭遇していないだけのことであろう。いつかは確認できるはずだ。

¹⁶ たとえば、『角舩詳説金剛伝』(文政 11 年)によれば、9 代木村庄之助は「紫白房」を許可されている。その次に紫白房を許可されたのはどの行司だったのか、まだはっきりしない。

¹⁷ 【相撲道と吉田司家】(荒木著、p. 199)によると、木村庄之助は明治 25 年 4 月、式守伊之助は明治 26 年 4 月、それぞれ、行司故実門人に許されている。紫白房が授与されたかどうかは、別の資料で確認するしかない。

15 代木村庄之助 (M18.5~M30.5) は紫白を許可されていた可能性が高いが、その許可年月を番付で特定することはできない¹⁸。紫白が名誉色であることを示す典型的な例である。この行司は最上段に M10.1 に記載され、M15.5 に中央太字になり、M18.5 に 15 代木村庄之助を襲名している。太字の行司となるのと同時に、紫白も許可されるのであれば、その年月が正確に分かるが、8 代式守伊之助の例で見たように、それは当てにならないのである。この行司の紫白許可の年月を知るには、番付でなく、他の資料に当たらなければならない。

16 代木村庄之助と 6 代木村瀬平の紫白に関しては、比較的簡単にその許可年月を確認できる¹⁹。16 代木村庄之助の場合、最上段が M12.5 に記載され、太字になったのが M31.1 で、木村庄之助襲名が M31.1 である。番付の太字と紫白許可の年月が一致しているが、これはまれなケースである²⁰。吉田司家が出した免許状交付は M31.4.11 である。つまり、場所が終わった後の年月になっている。その免許状の写しは『読売新聞』(M45.1.15) で見ることができる。

6 代木村瀬平は 16 代木村庄之助と同様に、M31.1 に太字になっているが、紫白の許可は M32.3 である。つまり、太字になった年月は 16 代木村庄之助と同じだが、紫白の許可年月は異なる。このことは、やはり、紫白が階級色でないことを示している。16 代木村庄之助の場合は、番付を見れば紫白の許可年月を確認できるが、6 代木村瀬平の場合は、番付を見ても分からない。

木村庄三郎は M39.1 に太字になり、M44.5 に 10 代式守伊之助 (M44.5~45.1) を襲名している。紫白の許可の年月は M37.5 である。紫白の許可年月を番付から予測できるが、これはたまたまそうなっただけのことであり、例外である。これも詳しく見ていくと、紫白房は M37.5 場所中に許

¹⁸ 『読売』(M23.1.19) によると、15 代木村庄之助は当時、紫房を用いている。しかし、それを番付で確認することは難しい。紫房を許す条件や資格もはっきりしない。『報知』(M32.5.18) によると、15 代木村庄之助の紫房は協会だけが許し、吉田司家の許しを受けたものではないらしい。これが真実かどうか分からない。

¹⁹ 『相撲道と吉田司家』(荒木著、p. 200) にも紫白房が授与されたと述べてある。

²⁰ 紫白が階級色でないのは、16 代木村庄之助と 6 代木村瀬平を比較すれば、すぐ納得がいく。同じ年月に太字行司になっているが、紫白を許されたのは別々の年月である。

可されており、その場所ですでに紫白房を使用している。番付記載が一場所伸びたのは、番付記載に間に合わなかったからである。当時は、地位の昇格が場所中でも発表されている。しかも、新しい房も発表直後から使用したりしている²¹。したがって、番付記載と新しい房使用の年月は必ずしも一致しない。

つまり、現在と違い、地位の昇格が決まる時期は決まっていない。場所中だったり、場所後だったりする。草履許可が M37.5 なので、紫白許可はそれ以降になるが、それがまだ確認できないのである。木村庄三郎の紫白許可年月は M38.5 だが、番付では何の変化もない。つまり、字の太さと大きさに変化がない。明治 39 年 1 月場所に中央太字で記載されているので、それ以前に何らかの変化があったことは推測できる。

このように、明治 43 年 5 月場所までは番付で紫白の年月を知ることはほとんどできない。紫白は名誉色であり、階級色ではなかったからである。紫白の年月を確認するには、結局、番付以外の資料に当たらなければならない。番付はまったく役立たないかという点、もちろん、そうではない。行司の昇進歴は番付で分かるので、最上段や二段目の太字になったことを見定め、その前後を中心に資料に当たればよいのである。そのような意味では、番付は、もちろん、大いに役立つ。

明治 30 年ころまでは、紫白は単なる名誉色だったが、その後は次第に重要な色彩を帯びていった。草履を許されれば横綱土俵入りができるので、緋色のままでもよさそうだが、その上に名誉の「紫白」があると、その房を使いたいという願望が強くなったようだ。紫白にはそのような魅力があったらしい。16 代木村庄之助や 6 代木村瀬平が最上段の太字に掲載されるころは、この紫白への思いがかなり強くなっている。単なる名誉色だったものが、上位にいれば当然所持すべき「色」に変貌しているのである。明治 30 年ころ

²¹ 場所中に昇格を発表することが多いが、新しい房をいつの時点から使用し始めたかは必ずしもはっきりしない。つまり、場所前にすでに昇格が決まり、初日から新しい房を使用していながら、発表を場所中にしたのか、発表後の翌日あるいは当日から新しい房に変更したのか、場所後の巡業などから新しい房を使用し始めたのか、はっきりしない。はっきりしているのは、場所中に発表されたら、その翌場所は新しい房を使用したことである。当時の資料を見ると、発表の当日あるいは翌日から使用し始めたことと記述してあるものが多い。

にはすでに、立行司は紫白を許されてこそ立派な「立行司」だという雰囲気があったようだ。その雰囲気はその後も次第に強くなり、紫白は階級色を帯びるようになっていく。

(2) 大正期の総紫と紫白

明治 43 年 5 月場所に行司装束改正になり、同時に軍配房の「総紫」と「紫白」が区別されるようになった。番付を見れば、木村庄之助は「総紫」、その他の立行司は「紫白」であることが分かる。要するに、総紫や紫白は単なる名誉色でなく、階級色として位置づけられたことになる。木村庄之助は「総紫」、式守伊之助を含む「立行司」は「紫白」となったのである。従って、式守伊之助になれば、自動的に「紫白」になり、木村庄之助になれば「総紫」になったのである²²。

明治 43 年 5 月場所以降、しばらくは木村庄之助と式守伊之助以外にも最上段に中型細字で記載されている「準立行司」がいる。この中型細字の行司は明治 43 年 5 月場所以前に紫白房を許されている。これらの行司の場合、番付を見ても紫白許可の年月が分からないことがある。たとえば、木村進は M44.6、それから 2 代木村誠道は T2.1、それぞれ、紫白を許可されているが、最上段に中型細字で記載されている²³。紫白を許可される前から、最上段に記載されているので、番付を見ただけでは紫白の許可年月は分からない²⁴。

²² 文献によると、大正時代には、伊之助は最初「紫白房」を使用しているが、途中で「総紫房」を許されることがあったらしい。たとえば、『東京日日』(T2.1.1)によると、11 代式守伊之助(前名:進)は総紫房を許されている。また、『夏場所相撲号』(T10.4)の「行司さん物語」(p. 105)によると、12 代式守伊之助(前名:誠道)も総紫房を使用している。これが事実だとすれば、式守伊之助は常に紫白房ではなく、総紫房も使用していたことになる。

²³ 木村誠道は大正 2 年 1 月場所に紫白を許されているが、非公式には明治 45 年 5 月場所から紫白を使用していたかもしれない。つまり、大正 2 年 1 月場所の紫白は吉田司家の正式な許可だが、協会は独自に明治 45 年 5 月場所、すでに許可を与えていたかもしれない。明治 45 年 5 月印刷の力士の絵番付などに木村誠道は紫白に描かれている。吉田司家の免許は正式なものなので、大正 2 年 1 月場所が正式な許可年月である。

²⁴ 「準立行司」と「三役格行司」が文字の太さや大きさを区別できるのかどうか分からない。中型細字が両方を表していたら、番付では区別できなくなる。明治 43 年以前の番付表記を正しく読むには、やはり階級を区別する明確な基準を知る必要がある。しかし、今のところ、それがあまりはっきりしない。

木村誠道が12代式守伊之助(T4.1~T10.5)を襲名したのは大正4年1月場所である。しかし、番付ではT3.5すでに、木村誠道は二段目に太字で記載されている。この大正3年5月場所以降、番付最上段の中央太字は木村庄之助、二段目の中央太字は紫白房となった。つまり、太字で記載された番付の年月が紫白と総紫の許可年月である。たとえば、木村朝之助はT11.1に木村庄之助(T11.1~T14.5)を襲名したので、その年月に総紫を許されたことになる。この行司は17代木村庄之助と12代木村庄之助が引退したため、式守伊之助を襲名することなく、それを飛び越えていきなり18代木村庄之助を襲名した²⁵。この朝之助は木村庄之助を襲名する前、緋房だったのだろうか、それとも紫白房だったのだろうか。番付では分からない。

5代式守与太夫はT11.1に13代式守伊之助(T11.1~T14.5)を襲名している。番付から判断すれば、紫白房はT11.1に許可されていることになる。しかし、実際は、10年5月場所中(8日目)に紫白房を許された。これは、もちろん、臨時の処置だった。大正10年5月場所中に突発的な出来事があり、番付上第四席の5代式守与太夫が臨時に紫白を許されている。いずれにしても、紫白の許可年月と番付記載は一致しない。臨時の許可年月を考慮に入れないければ、番付記載と同時に紫白房を許されたことになる。

この臨時の紫白を5代式守与太夫に許したことに關しては、実ははっきりしないことがある。たとえ上位行司の一人に支障があったにしても、草履を許された行司が他に二人いたからである。5代式守与太夫は草履をM45.1に許されている。この式守与太夫の下に3代式守勘太夫がおり、草履をT2.1に許されている。横綱土俵入りを引くには紫白である必要はない。明治43年5月以前であれば、それは普通のことだった。大正期以降でもそれは同じである。なぜ急遽、しかも場所中、5代式守与太夫に紫白を臨時に許さなければならなかったのか。これは推測になるが、協会内部で横綱土俵入りは紫白房か総紫房でなければ、横綱に礼を欠くという雰囲気があったのではない

²⁵ 木村朝之助は木村庄之助を襲名する前、紫白房を使用していた可能性が高い。それを裏付ける資料がある。たとえば、大正3年5月に土俵祭りの祭司を勤めたとき、紫紐を使用していたとある(『やまと』(T3.5.31))。この「紫紐」は、実際は、「紫白紐」だったに違いない。『夏場所相撲号』(T10.4)の「行司さん物語」(p.105)によると、朝之助は「紫白房」だと行司仲間が語っている。朝之助がいつの時点で、紫白房を許されたのかはまだ分からない。

だろうか。当時は、横綱の権威が絶大だったので、その横綱の土俵入りを「緋房」にさせるのを避けたかったのではないだろうか²⁶。

15 代式守伊之助 (T15.5~S7.5) は大正期で式守伊之助を襲名した最後の行司である。番付に式守伊之助として記載されたのは大正 15 年 5 月場所の番付だが、大正 15 年 1 月場所にはすでに式守伊之助を襲名している²⁷。すなわち、6 代式守与太夫は少なくとも大正 15 年 1 月場所には紫白を許されている²⁸。しかし、番付ではまだ「中型細字」である。大正 15 年 1 月場所当時、番付で「中型細字」であっても、「紫白」の場合もあったことになる。番付だけを見て、緋房なのか紫白なのかを判断することはできない。

木村朝之助は 18 代木村庄之助を襲名する以前、紫白房を使用していた可能性が高い。3 代式守勘太夫は三役時代、臨時に紫白を許されていたことから、式守伊之助を襲名する以前に紫白房を許された行司は、大正 10 年 5 月場所以前には、5 代式守与太夫が最後の行司ということになる。問題は、6 代式守与太夫 (前名：錦太夫、後の松翁) が 15 代式守伊之助を襲名する以前、紫白房を許されていなかったかどうかである。この行司は大正 15 年 1 月場所から式守伊之助の代理として紫白房を使用しているが、それ以前からその房を使用していたどうかははっきりしない。本稿では、今のところ、使用していなかったという解釈をしている²⁹。したがって、最上段の中央太字

²⁶ 5 代式守与太夫が紫白を臨時に許されているので、本稿では土俵入りの支障を考慮したのだろうと解釈しているが、それは必ずしも正しい解釈でないかもしれない。というのは、横綱土俵入りを引く行司の資格が「草履」であることは、当然、協会幹部も知っていたはずだからである。それをあえて「紫白」にするには、特別の理由があったはずだ。

²⁷ これは『万朝報』(T15.1.6) の「行司の襲名」の項で確認できる。

²⁸ 6 代式守与太夫が大正 15 年 1 月以前、紫白房を許されていたかどうかは必ずしも確かでない。その可能性は薄い、資料の確認はまだできていない。

²⁹ 6 代与太夫が大正 15 年 1 月場所以前、紫白房を使用していたかどうかを資料で調べているが、使用していたことを裏付ける資料はまだ見たことがない。たまたま見ていないのか、そもそも許されていなかったのか、その辺もはっきりしない。もう一つ気になる資料があるので、それを記しておきたい。『野球界』(春場所相撲号、昭和 11 年 1 月) の「松翁土俵生活五十有二年」に「大正 11 年 1 月、式守与太夫と改め、横綱免状授与式に付添い役として参列すること 7 回、その功により司家故実門人となる。」(p.47) とある。もし故実門人が紫白房の行司に授与されたなら、この式守与太夫は大正 11 年 1 月場所、「紫白房」を許されたかも知れない。しかし、故実門人は当時、緋房行司にも許されていたはずである。どれが真実か、まだはっきりしないが、本稿では、今のところ、6 代式守与太夫は大正 15 年 1 月場所まで緋房だったという解釈をしている。

は木村庄之助では紫房、二段目の中央太字は式守伊之助で紫白房、最上段の両脇細字は三役行司で緋房ということがすぐ判別できる。

(3) 昭和以降の紫白房と総紫房

昭和時代に入ると、紫白と総紫は番付記載の仕方を理解すれば、簡単に区別できる。立行司はすべて紫白か総紫である。木村庄之助は総紫、その他は紫白である。昭和2年1月場所の場合、立行司が三名いたので、木村庄之助が総紫、式守伊之助と木村玉之助は紫白である³⁰。立行司が木村庄之助と式守伊之助の二人になると、木村庄之助が総紫、式守伊之助が紫白となった。

番付では、三角型か平板型かによって、席順の表し方が変わるが、記載された段を見れば、おのずから紫白と総紫は区別できる。昭和22年5月場所、草履を許された三役行司が一場所だけ最上段に両脇細字で記載されたことがあるが、このような記載の方式変更はその後も時々見られる。これに関しては、先の「番付と席順」の項で触れた。

昭和26年5月場所、副立行司が設けられてからは、副立行司は立行司と一緒に最上段に記載されている。字の太さや大きさは席順によって少し違いがあるが、もちろん、それを見るだけでは紫白か総紫かは分からない。どの順位が紫白で、どの順位が総紫か、それを見分ける知識があればよい。しかし、それは木村庄之助が総紫、その他の立行司と副立行司は紫白だと知っているだけでよいものである。

昭和34年11月に副立行司が廃止されてからは、最上段に立行司を記載するようになった。立行司は二人で、木村庄之助は総紫、式守伊之助は紫白である。副立行司を廃止すると同時に、三役格に草履を特別に許した。その三役は、原則として、二段目に記載されている。三役格は依然として「緋房」である。緋房で草履格が横綱土俵入りを引けるという慣例は、明治初期にも見られるものである。この慣例を相撲規定で明記しないのは、伝統を重んじ

³⁰ 『行司名鑑』では昭和9年春場所まで、立行司は三名とも「紫」と記入されている。「紫」と「紫白」を区別して記載するようになったのは、昭和9年夏場所以降である。行司仲間では房の色は位階を表すシンボルだが、なぜ「紫」と「紫白」を区別しなかったか、不思議である。

ているからであろう。現在は取り入れなくても、将来、必要が生じれば、取り入れることができるからである。

昭和 35 年 1 月場所以降は、基本的に、明治 34 年 11 月に決めたことを踏襲している。昭和 35 年 1 月場所以降、ときどき、式守伊之助や木村庄之助のうち一人がいなかったり、二人の立行司がいなかったりする場所もあったが、それは紫白や総紫の立行司がいなくなっただけで、横綱土俵入りの支障にはならない。三役行司で代理を務めることができるからである。そういう支障がありうることを見越して、三役行司に草履を許したのである。横綱土俵入りの観点では、草履の資格があればよい。

4. 番付と草履

明治 43 年 5 月場所までは、最上段と二段目の中央太字行司はもちろん、最上段の両脇細字行司の中にも草履を許されていた者がいた。番付で間違いなく草履を許された行司を確認できるのは、最上段の中央太字行司と二段目の中央太字行司だけである。草履を許されない太字行司はいないはずなので、太字行司を見れば、その行司は草履を許されていると判断してよい³¹。しかし、中央太字行司にしても、最上段の両脇細字で草履を許されていた行司にしても、その行司がいつ草履を許されたかは、番付を見ただけでは分からない。それを知るには、番付以外の資料を調べなければならないのである。草履は名誉色でないが、どのような基準で許されたのか、はっきりしない。一般的に言って、最上段の太字行司はそこで記載される以前に、つまり、最上段の両脇細字行司であったときに、草履を許されている。

最上段の細字行司の場合、すべての行司が草履を許されているわけではない。同じ緋房であっても、草履を許されている者もいるし、そうでない者もいる。草履を許されている者は「準立行司」に相当し、横綱土俵入りを引け

³¹ 9代式守伊之助は明治 31 年 5 月場所に太字になり、明治 37 年 5 月場所に紫白房を許されている。草履を許された年月はまだ確認していないが、少なくとも明治 31 年 5 月場所かそれ以前に許されているに違いない。もしそれが明治 31 年 5 月場所以降であれば、本稿の判断は間違っていることになる。

るが、番付でその「準立行司」を見分けることは必ずしも容易でない³²。つまり、どの行司が草履を履き、どの行司がそうでないかは、番付で見分けることが難しい。

草履許可と紫白許可は一致しないのが普通であり、しかも草履許可のほうが先である。草履は許されても、紫白は許されないこともある。紫白は名誉色だからである。草履は横綱土俵入りを引く資格なので、これは上位の行司にとっては非常に重要である。草履を認める一定の基準があったはずだと考え、それが何であるかを見つけようとしたが、残念ながら、見つけれなかった。草履許可年月の分かった行司に焦点を当て、何らかの手がかりを得ようとしたが、基準となるものは何も見つからなかった。

番付にも明治 43 年 5 月場所まで草履を履ける行司とそうでない行司を見分けられる手がかりはない。手がかりがあるとすれば、最上段に記載された年月から太字になる年月のあいだである。そのあいだに草履は付与されている。それを手がかりに番付以外の資料に当たるしかない。たとえば、16 代木村庄之助 (M31.1~M45.5) は M17.5 に最上段に記載され、M28.5 に草履を許されている。紫白は木村庄之助を襲名した M31.1 で、それは番付と一致する。しかし、草履許可は最上段の両脇細字行司のときで、最上段に記載されてから十数年後である。6 代木村瀬平は M28.1、行司に復帰したが、そのとき木村誠道の次に据え置かれた。太字行司になったのが M31.5 で、草履は M29.5 だった。つまり、最上段の両脇細字行司のとき、草履を許されている。16 代木村庄之助にしても 6 代木村瀬平にしても、番付では草履を許された年月は確認できない³³。

16 代木村庄之助以降の番付と草履の関係を見てきたが、最上段と二段目の中央太字行司は全員、少なくともそこで記載された時点では草履を許されていると判断した。その判断が正しければ、それ以前の中央太字行司たちの草履許可年月もある程度推測できる。つまり、太字に記載される時点か、ある

³² 「準立行司」と「三役行司」の区別は必ずしも明確ではない。本稿では緋房行司を三役行司、草履を履いた行司を準立行司と呼んだりしているが、「準立行司」も三役行司として分類することもある。明治から大正までの「三役行司」は定義があいまいである。

³³ 草履を許可された年月と直前あたりの番付を比較してみても、字の太さや大きさに顕著な変化はない。

いはそれ以前には草履を許されていることになる。

- (a) 14 代木村庄之助 (M10.1~M18.1) : 少なくとも M10.1 には草履を許されている。
- (b) 15 代木村庄之助 (M18.5~M30.5) : 少なくとも M18.5 には草履を許されている。
- (c) 7 代式守伊之助 (M16.1~M16.5) : 少なくとも M16.1 には草履を許されている。
- (d) 8 代式守伊之助 (M17.5~M31.1) : 少なくとも M17.5 には草履を許されている。

この推測が正しいかどうかは、番付以外の資料で草履許可の年月を確認すればよい。14 代木村庄之助や 7 代式守伊之助に草履が許されたかどうかさえ、まだ分からないが、これの確認も含め、許可年月の確認もこれからの課題である³⁴。

明治 30 年以前の行司となると、式守伊之助や木村庄之助を始め、「準立行司」がいつ草履を許されたかを番付で見分けることは非常に難しい。最上段の太字に記載した後は分かるが、その前の両脇細字の時代が分からないのである。番付で確認できなければ、それ以外の資料に当たらざるをえない。ところが、当時の資料ではそれがなかなか確認できない。立行司に関する資料は下位の行司よりいくらかあるが、下位の行司となると、資料そのものが極めて少ない。現在でも、たとえば、14 代木村庄之助 (M10.1~M18.1)、7 代式守伊之助 (M16.1~M16.5)、15 代木村庄之助 (M18.5~M30.5) 等の草履の許可年月は、残念ながら、確認できていない³⁵。年月をある程度推測でき

³⁴ 明治期に入って草履を履くことが定着したのか、江戸末期から定着していたのか、まだ分からない。草履を履くことは寛政以前からあったが、それが散発的なものだったのか、継続的なものだったかが分からないのである。これは今後の研究課題である。なお、江戸時代の草履に関しては拙稿「行司と草履」(2007)でも触れている。

³⁵ 『相撲道と吉田司家』(荒木著)の「御請書」(pp.126-8)によると、14 代木村庄之助は明治 15 年 7 月頃、紫白房を許されている。同じ「御請書」によれば、7 代式守伊之助は緋房を許されているが、紫白は許されていないかもしれない。7 代式守伊之助の期間は明治 16 年 1 月場所から 16 年 5 月場所までだが、明治 15 年 7 月頃には式守伊之助の襲名が決まっていたかもしれない。

る資料がまったくないわけではないが、確かな年月を記してある資料がなかなか見つからないのである。

明治末期では、木村庄三郎、木村進、木村誠道、木村朝之助、5代式守与太夫等が明治時代に草履を許されている。たとえば、木村庄三郎は最上段にM28.1に記載され、草履をM37.5月に許された。紫白はM38.5に許され、中央太字になったのはM39.1である。M38.5の番付で中央太字にならなかったのは、単なる手続き的な問題だったかもしれない。というのは、その場所、木村瀬平はすでに死亡していたからである。第三席の木村庄三郎を「準立行司」として記載しても何ら不思議ではない。

木村進が最上段に記載されたのはM38.5で、草履はM39.1である。中央太字になったのは、11代式守伊之助を襲名したM44.5である。すなわち、最上段の両脇細字のときにすでに草履を許されている。木村誠道が最上段に記載されたのはM38.5で、草履はM40.1である。中央太字になったのはT3.5なので、草履は最上段の両脇細字であったときということになる。しかし、番付を見て、草履許可の年月を判別することは無理である。

(2) 大正期の草履と番付

大正期の番付は、14代式守伊之助(T15.1場所のみ)が3代式守勘太夫のころ、T2.5に最上段に記載されたときから、草履の許可年月を確定することができる。つまり、最上段に両脇細字で記載されると同時に、草履を許されているのである。たとえば、この3代式守勘太夫はT2.5に最上段に記載されたが、草履はT2.1に許されている。おそらく、番付記載が遅れたのは、手続き的な問題であろう。この3代式守勘太夫はT15.1に14代式守伊之助を襲名することになっていたが、場所前のT14.12.25に死去した。1月場所では、式守伊之助として記載されている。そのため、「位牌行司」と呼ぶこともある。

15代式守伊之助(T15.5~S7.5)は後の20代木村庄之助(S7.10~S15.1)だが、最上段記載にT3.5、草履はT3.1に許されている。年月が一致しないが、草履の許可が番付記載の時点で間に合わなかったからであろう。この行司は14代式守伊之助の突然の死を受けて、急きょT15.5に15代式守伊之助

を襲名している。これは番付上の襲名年月であり、協会は T15.1 に襲名を決めている。したがって、その時点で紫白を許されたはずだ。15 代式守伊之助は 6 代式守与太夫 (T11.5~T15.1) のころ、紫白を許されていないかを調べてみたが、今のところ、許可されたという証拠は見つかっていない³⁶。

このように、大正期にはその初めのころ、明治の名残がまだあり、最上段の両脇細字は草履を許されたままであったが、3 代式守勘太夫が草履を許された大正 2 年 1 月以降、草履の許可年月と上位に記載された年月がかなり近づいている³⁷。しかし、これはたまたまそうなかっただけで、上位に記載された行司を見て、その行司がその場所から草履を許されたと判断できるわけでもない。というのは、上段に記載されても草履を履かない行司もいたし、また、二段目の緋房行司であっても草履を許された行司がいた可能性もある³⁸。たとえば、7 代式守与太夫は「錦太夫」として大正 15 年 5 月場所に上段に記載されたが、草履は昭和 7 年 10 月場所に許されているはずだ³⁹。このように、大正末期までは、草履を許された年月は番付を見ただけでは分からない。大正末期から昭和にかけて、三役格は基本的に草履を履けなかったという考えからこのような記述をしているが、もしその考えが間違っていたら、ここで述べていることは、もちろん、間違っている。

(3) 昭和期の草履と番付

昭和 2 年以降は、番付を見れば、草履を履いているか、そうでないかは、

³⁶ 大正時代、立行司の数に制限があったかどうかははっきりしないため、第四席あたりまではその可能性がある。もし「準立行司」であったならば、紫白房の可能性もある。しかし、6 代式守与太夫が大正 15 年 1 月場所以前、「準立行司」だったことを示す証拠はまだ見つかっていない。それが単なる見落としなのか、もともと立行司になっていなかったのか、分からない。現段階では、後者の立場である。

³⁷ 草履を許された年月と番付記載には、もちろん、一場所くらい誤差はある。手続き上の問題があるからである。

³⁸ 『夏場所相撲号』(T10.4) の「行司さん物語」(p. 104) によると、大蔵も草履を許されている。ということは、草履を許された行司が二段目にも記載されていることを示している。すなわち、草履を許された行司であれば、番付上段に必ずしも記載されるわけではない。したがって、大正初期のころ、草履年月を許された行司が番付上位に記載されたのは、たまたまそうなかっただけだということになる。

³⁹ 7 代式守与太夫は昭和 7 年 10 月場所から 16 代式守伊之助を襲名した。

ひと目で分かる。昭和以降は草履に関しても何回か改変が行われているので、その概略を次に示す。

- (a) 昭和 2 年 1 月場所では、最上段に立行司、二段目に三役格と幕内格行司を記載した。三役行司は草履を許されなかった⁴⁰。
- (b) 昭和 10 年 5 月場所から同じ位階の行司は同じ段にまとめて記載している。すなわち、同じ位階を二段に分けて記載することがなくなった。異なる位階を同じ段に記載するときは、その境にスペースを置いて区分けしている。したがって、その位階さえ分かれば、房の色も判別できる。しかし、この記載法は昭和 22 年 1 月場所までしか続かなかった。
- (c) 昭和 22 年 5 月場所では、三役行司の木村庄三郎と木村正直に草履を許した。この結果、三役行司の中で、草履を許された者とそうでない者ができた。その区別を表すために、5 月場所では草履格を立行司と一緒に最上段に記載したが、やはり問題があると見て、翌場所は二段目に記載している。
- (d) 昭和 26 年 5 月場所では、副立行司の制度が導入された。副立行司も最上段に記載された。立行司と副立行司という区別はあるが、それは字の太さや大きさに区別している。
- (e) 昭和 34 年 11 月に副立行司制度を廃止した。そのため、翌年の 1 月場所では立行司が木村庄之助と式守伊之助になった。立行司が二人だけになったので、三役行司に草履を許した。横綱土俵入りで支障が起きないようにするためである。しかし、三役格の房の色は「朱」のままである。

昭和 35 年 1 月以降の番付であれば、階級と房の色が一致するので、どの行司がどの色かは明確である。どの階級はどの色で、どの段に記載されてい

⁴⁰ 昭和以降でも、多くの文献で、「三役行司は緋房で、草履が履ける」と書いてあるが、これは誤りである。昭和 2 年 1 月の時点で、三役行司は草履を履いていないことを示す証拠がある。たとえば、大阪相撲の立行司だった木村清之助は立行司から三役行司に格下げされたが、紫白房から朱房になっただけでなく、草履も剥奪され、足袋だけになった。これは、たとえば『大相撲画報』（初場所展望号、昭和 34 年 12 月）の「大相撲太平記（19）」（p.44）でも確認できる。なお、拙稿「緋房と草履」（2007）の末尾に「資料」として、三役行司が草履を履けると書いてある文献をいくつか示してある。

るかを知っているだけでよい。この方式は、基本的に、現在まで続いている。同じ段で二階級が記載してある場合でも、階級間にスペースがあるし、異なる階級は字の太さや大きさが違うので、房の色を見分けるのに支障はまったくくない。

5. おわりに

本稿では、明治時期の番付から昭和 35 年 1 月場所までの番付を中心に調べてきたが、大体、次のようにまとめることができる。

- (a) 明治 43 年 5 月場所以前の番付では、太字の立行司が草履を履いていたことは確認できるが、その草履をいつ許可されたのかは分からない。最上段の両脇細字行司の中にも草履を許された行司がいたが、どの行司がいつそれを許されたのか、番付で見分けるのは容易でない。それを正確に知るには、番付以外の資料で確認するしかない。

紫白は名誉色だったが、それも中央太字の立行司だけに許可されたわけではない。最上段の両脇細字行司でも許可されたものがある。また太字行司でも許可されない者もある。たとえ許可されても、それがいつだったのかは、番付では分からない。結局、草履と同様に、番付以外で確認するしかない。

- (b) 明治 43 年 5 月場所以降は、紫白と総紫が階級色になっているが大正初期のころも、紫白は番付を見ただけでは分からない。大正 2 年 1 月場所以降、つまり 3 代式守勘太夫が最上段に記されるようになってから、番付で草履と階級がほぼ一致するようになった。大正末期には三役行司も立行司と共に最上段で記載されているが、字の太さや大きさにその区別ができるようになっている。

- (c) 三役行司が草履を許されるようになったのは、昭和 35 年 1 月場所以降である。昭和 34 年 11 月場所を最後に副立行司が廃止され、立行司が木村庄之助と式守伊之助だけになった。それを契機に三役行司にも草履を許されたのである。これが、基本的には、現在も続いている。

明治から現在まで、番付でまったく変わらないのは、行司の席順である。しかし、昭和 35 年 5 月場所以前の場合、番付だけでは位階と房の色を識別することは難しい。なぜなら、同じ段に異なる位階の行司が記載されていたり、同じ位階の行司が二段に分かれて記載されていたりするからである。しかも、異なる位階の行司が記載されている場合、その位階を区別するスペースが明確でないことがある。結局、行司がどの位階にあり、どの房の色だったかを知りたいければ、番付以外の資料で確認するしかない。

昭和 35 年 1 月場所以降であれば、三役格以上は草履を許されている。したがって、番付を見れば、草履を履いているかどうか、すぐ判別できる。しかし、それ以前は、番付を見るだけでは、それがなかなか分からない。草履を許される条件さえもはっきりしていない。草履を許されているかどうかを知るには、番付以外の資料で確認するかしかない。

参考文献

- (ここに記載した以外にも、相撲関係の雑誌や新聞等を参考にした。)
- 荒木精之、昭和 34 年、『相撲道と吉田司家』、相撲司会。
- 金指基、2002、『相撲大事典』、現代書館。
- 木村庄之助(松翁、20 代目)、昭和 17 年、『国技勳進相撲』、言霊書房／昭和 54 年、さとう工房。
- 酒井忠正、昭和 31 年／39 年、『日本相撲史(上・中)』、ベースボール・マガジン社。
- 『相撲』編集部、2001、『大相撲人物大事典』、ベースボール・マガジン社。
- 立川焉馬(撰)、文政 11 年、『角舩詳説活金剛伝』(活本)。
- 戸谷太一(編)、昭和 52 年、『大相撲』、学習研究社。
- 根間弘海、1998、『ここまで知って大相撲通』、グラフ社。
- 根間弘海、2006、『大相撲と歩んだ行司人生 51 年』、33 代木村庄之助と共著、英宝社。
- 根間弘海、2007、「行司と草履」『専修経営学論集』第 84 号、pp.185-218。
- 根間弘海、2007、「緋房と草履」『専修経営学論集』第 85 号、pp.3-38。
- 根間弘海、2007、「立行司の階級色」『専修人文論集』第 81 号、pp.67-97。
- 根間弘海、2008、「明治 43 年 5 月以前の紫房は紫白だった」『専修経営学論集』第 87 号、pp.77-126。
- 根間弘海、2008、「明治 43 年 5 月以降の紫と紫白」『専修人文論集』第 83 号、pp.259-96。
- 根間弘海、2009、「昭和初期の番付と行司」『専修経営学論集』第 88 号。
- 藤島秀光、昭和 16 年、『力士時代の思い出』、国民体力協会。
- 三木貞一・山田伊之助(編述)、明治 35 年、『相撲大観』、博文館。